國學院大學学術情報リポジトリ

「家」字義考:秦漢期の同時代的な「家」概念

| メタデータ | 言語: Japanese |
|-------|-----------------------------------|
| | 出版者: |
| | 公開日: 2023-02-05 |
| | キーワード (Ja): |
| | キーワード (En): |
| | 作成者: 飯島, 和俊 |
| | メールアドレス: |
| | 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/00000788 |

「家」字義考 ―秦漢期の同時代的な「家」概念―

キーワード

飯

島

和

俊

宿家 居家 歸家 戸律 爲戸 家罘

はじめに

の用例のほかには、秦律にも漢律にも「家族」に作る用例はほとんど見ない。類語同義語として、『史記』『漢書』では「家屬」もしくは「家 社会経済的視点から五口一戸の家族経営や、法制的には家族連座や「家罪」の問題として論じられて来た。近時上梓された鈴木直美氏の 献や伝承文献に登場する秦漢期の看過しがちな「家(古牙切)」について考える所があった。「家」をめぐる問題は、「家族制度」研究という 内容を再現できるか考えたとき、一語一語、文節の中で揺らめく言葉を、正確に再現できているかどうか、疑問を感じる。最近、出土文 人」の語に作るのであろう。そして、「家族(屬)」が、どの範囲の血縁関係で構成されるか、生活をどのよう範囲で共有する人たちか、私 『中国古代家族史研究』においても、出土文献、伝承文献を網羅して、家族制度全般について論じられる。「家族」の語は、『管子』小匡篇 近時出土文物研究の進展する中、手つかずに遺された史料の古代語表記を、類似語や発展形と思われる現代語に置き換えて、どこまで

「家」字義考 ―秦漢期の同時代的な「家」概念―

把握を棚上げして理念型相互の論議に陥ってしまう傾向も禁じ得ない。 手によって集積され形成され、解釈の上に形成された概念に、不可避的に縛られてしまう。そして論議の交錯する過程で、同時代的実態 体の知れない不確かさや不可知性という属性を昇華させてしまっているのではないか、という思いを禁じ得ない。どうしても先学先賢の 同時代性如何よりも、後世の儒学的合理論の範疇で考察するか、あるいは現代の論理で観念的諦観的な論理が優位に立ち、秦漢時代の得 属人の寄客隸臣妾奴婢の呼称とはどう関わるか、と追求することは、結局「家」を含め「家屬」「家人」などの古代語を、 解釈を通して、

儒の「家」把握に依拠した同時代的「家」概念を整理してみた。 構想への移行とによって、個々の「家」の実態は様々な変容を繰り返したはずであり、論理化され抽象化され概念化されて来たと思われ 念に迫ってみたい。秦漢時代では、統一帝国の出現に至る社会変動と、それに伴う「黔首」呼称による帝国民一元支配の完成に至る国家 そこで、拙稿では史料に散見する「宿家」「歸家」などと作られる「家」表記を手がかりに、 このたびは、「家」に関わる主要な問題となる「家屬(家族)」と、彼らが居住する「家」とを関係を切り離して、その帰結としての漢 秦漢期の文献に継承される古い 家

から、 ういう関係なのか。まず、これらを整理してみたい。このように小論では、出土文献に見る、「家屬」「家人」の居家する「家」について、 それは、家族を盛る器としての「家」としてはどうか、生活集団の表象としての「家」としてはどうか、そして、「家」と「戶」とは、ど 家族論の視点によらず、そして今日的な家とか家族の感覚や理念から離れて、秦漢時代の「家」についてその時代性や、その機能的な面 こうして「家族(屬)」如何の論議から自由になって「家」を考えるとき、どういう時に「家」というまとまりが意識されるのか、また 検討を進めていく行くことをご承知いただきたい。

「家」について ――秦漢的な様相について――

かつて尾形勇氏は「旧中国の家族(家屬)が……」と書き始められた「「家」の成立をめぐる問題点」について、 次のように展開された。

……通常 「同居」「共財」「同爨」というような一連の語句を指標として、その基本的概念が規定される、 ないしは規定されざるを得ない

やはり一つの「家」であったのであり、また、「同居」するものの「異財」であれば、それぞれが個別の「家」と称され得たのであり、 語っている。例えば、血縁的に疎遠な者をはじめとして非血縁的な者までも包括せる族的集団であっても、それが「同居共財」であれ ということは、当時の家族形態が如何に多種多様であり、また「家」字の用法が如何に広狭にわたる多岐なものであったかをそのまま物 大小・強弱・ 的関係の下に生活を営む族的集団」という中国の家族についての過不足なき定義を予備知識としながらも、かくした無数の諸家族集団 り得ないのである。従って、あるいは「親子乃至夫婦関係にある近親者を中心としてそれらとの親族か関係にあるものが日常同居し共産 らには独身者といえども「家」を成し得たのである。この事情からすれば、古代中国の国家秩序と家族秩序との相関性を追求するばあ ―という一つの現実的社会状況から考察を出発させてみることも可能であり、むしろこの方がより生産的であると思われる の概念をことさらに確定し、また当時の典型的な家族形態を設定し、その上に論を重ねるということは、必ずしも歴史的考察た 貧富・貴賤等々の個性を各々背負いつつ多彩な形態を現出させ、しかもいずれにせよ共通して「家」と称されて存在してい

それでも、 無問題的に「家族」を語ることになる。そして家は家族の共同生活の場として位置づけられ、社会経済的な家族構成の視点から家族共存 それぞれの理念の如何によって、古代の家は揺らめいている、と見えたのであろう。同居共財を前提に「家」と称し「家」を為すことで 家族協業の形態として考えられる。そして確かに、家そのものを真正面から捉えようとすると膨大な古典の文言の山に尻込みしてしまう。 尾形氏は、限られた文献史料の考察には、「家」の持つ多種多様性が我々の目をくらませて、それぞれが依って立つ理念形を闘わせるが、 必ずしも歴史的考察たり得ない家について考察を、出土文物を中心に、再考してみよう。

攻昭公」とあるのは魯の三卿とその勢力のことで、彼らを「三家」と呼ぶ。『史記』卷四十一越王句踐世家では越王句踐の吳王に言った「吾 は、「戶」で民衆を数えることは見えず、「家」の用例が目立つ。例えば、『史記』卷四十七孔子世家 では、「(季)平子與孟氏、 区画の規模把握、 罷軍帰寧の「歸家」を切羽とし、秦律漢律の時代の「家」を整理して行こう。従来、古代秦漢帝国におけるいわゆる国家支配は、 「家」単位、「戸」単位にして法的に統治運用されていたと想定される。郡県制郡国制の下で功臣封建の封邑規模や郡国の賦役配分、 ここでは、 まず史料上に展開する「家」について、特に吏(夫の在官府)と家(妻の居家)の関係、夫の立場から見た家、例えば 災害規模の被災規模数値などで用いられる単位として「家」が用いられたりする。特に『史記』の六国年表や諸世家で 叔孫氏三家共 「宿家」、

る。 置王甬東、 また『史記』卷四十五韓世家威王の条に「封之萬家」とか、「徙而從者七千餘家」と見え、時代が下っては、把握する数が膨張して 君百家」 や、『史記』卷四十三趙世家、 趙簡子の「我衞士五百家」など、と「家」を単位とした兵士民衆の規模把握が挙げられ

る

読める 家屋を流失したと読むならば、「流民四千餘家」も民の四千余の家屋を流失したとも読める。 洪水に遭った被災民を「流民四千餘家」と「家」で数える。また、呂后紀八年にも「夏、江水、 水の記録がある。規模は「流萬餘家」となっている。流民の規模を「家」で数え、被災住民の把握単位としている。「流萬餘家」を万余の 家」「十家」あるいは「五家」と「家」単位に数えられている。また、自然災害に遭った地域についても、「家」を単位に被災状況を明示す また、高祖本紀や高帝紀ともに高祖十二年(十二月)の条に、始皇帝などの先人の墓守として「守冢」と呼ぶ役の負担者が、それぞれ「二十 例えば、『漢書』巻三高后紀、「三年夏、江水、〔漢水〕溢、流民四千餘家」とあり、「溢」とは師古の「水所漂沒也」と注するところで、 逆に八年の洪水も流民万余家を数えた、とも 漢水溢、 流萬餘家」とほぼ同じ地域に洪

餘室」の規模で、これが後世の孔里となる。「家」が別の単位「室」で数えられることは、「家」が一通りの機能性格に限定されるのではな 祭祀連なる「家」の族であり、この「家」とは卿大夫のことであるらしい。 文には、「公」に対する「宗(『史記』五十九、五宗世家「同母者爲宗親」参照)」の別があり、「公」「宗」には、それぞれに形成する直系の さて、 門、家眷、家衆、家屬があり、それが「公族」「家族」といった呼称になる。この「家族」は、春秋時代の諸侯国 多様な面を持つ厄介な語であることを予感させる。それは、「家族」の呼称も見える『管子』小匡篇の「公修公族、宗修家族」という 孔子世家には「弟子及魯人往從冢而家者百有餘室、 因命曰孔里」とあり、 孔子を慕って墓所の近辺に「家」した者たちが 邦の 「宗」と血縁 百

主で、 にして業務を記録する。こうして、 が明らかとなる。 (鶏鳴から朝食時まで)から、日中(朝食から日中)、夕(日中から餔時)、莫(餔時から日没時まで)、夜(日没から鶏鳴)まで、 役職は東海郡卒史、師君兄という呼称でも呼ばれる。「日記」復元を通して、「日記」の主、卒史である墓主師饒字君兄の一日の活動 吏の移動をめぐって、『尹灣漢墓簡牘』「元延二年日記(以下日記と略す)」を精査した。「日記」の主は師饒、 彼は、 全日所属する廷府や署舎に待機して業務に当たり、用件によっては出張業務を繰り返す。 一日の終わりを「宿舍」で締めくくる。 そして、 所謂 『尹湾漢墓』 一日を五区分(6) 彼は一日 の墓

移動」 かに、 言う。 を見る限り、 る賈誼の「出洗沐」について、『漢官』を引用して、 がない。逆に六月第六日から月末まで、ほとんどが「宿家」であり、晦日第三十日は「己未病告」と有るが「歸家」との記載はない。 發宿舍」、早朝家を出て、舎(官舎)に宿泊、 の 時折、「休(沐)」を乞い、歸家「宿家」することが簡略に書かれている。休を得ての「宿家」については、『史記』日者列傳に登場す また、第十七日には「己卯旦發夕謁宿舍」、早朝出立して夕刻に拝謁、そして宿舍と言う具合である(拙稿「元延二年日記」と吏の 付表「復元『元延二年日記』尹灣漢墓出土竹簡(一~一三三)」参照)。しかしながら、四月五月の二ヶ月は一度も「宿家」の記録 が避けられているのであろう。第十六日には、「戊寅旦謁胃從史休宿家」、朝で拝謁、從史に休を申告し、 定期的であったかは不確定である 翌日「壬申旦謁宿舍」、朝で謁見して舍に宿泊する。家と郡治との距離からして時間的に当 五日ごとに沐浴のための日を賜り、官を離れることとの説明がある。しかし、「日記」 帰宅して「宿家」と

どいった記載も見える。一日をどこに「宿」したかが留意されている。師饒は「宿舍(そのほか自宅以外の某傳舎・某亭・某宅)」と「宿 傳舎」、「宿(某)亭」とあるのは、「舍(官舎)」と近似的な公の施設での「宿」、そして、 記述の最後は、その日の投宿先を書き添えるという形式である。「宿舍」と「宿家」が卒史師饒にとっては日常的行動であり、ほかに の繰り返しの生活をしていたということである。 知人の私宅と思われる「宿邸」や 「宿南春宅」

である。 妻居家而……」と見える夫の吏の「居官」に対して妻の「居家」という対になる用例がある。また、『睡虎地秦墓竹簡』「爲吏之道」には吏 の「居官」「居家」と同義であろう。このほか『張家山漢墓竹簡[二四七號墓]』所收、「二年律令」における「家」の用例は、 の五失の一つにに「安家室忘官府」を数えているが、この「安家室」の「家室」と「忘官府」の「官府」の対応は「吏居官」と「妻居家」 「日記」に見える、吏の「宿舍」と「宿家」という対になる用例には、『張家山漢墓竹簡』所收「奏獻書」案例二十一では、「夫爲吏居官 以下の八例

別集団を示し、「它家」が自家とを識別する。「家」というくくりは確かにあるが、どのように認識されていたかを見てみたい。 召し使っていた婢が、後に「它家」の奴妻となって出産した場合、その子がどちらに帰属するかについて規定するもの。「家」が任意の個 若爲它家奴妻、有子。子畀婢主、皆爲奴婢188(それぞれ木牘竹簡の写真版簡番号。以下同じ)」とあり、 自分のところで

以上の遠隔地赴任の場合ということで、赴任地が「居家」から「去家」すること二千里以上離れている場合の「歸家」の規定。二年ごと 「吏官去家二千里以上者、二歲壹歸、 期間八十日、 遠方赴任でも、吏は家と官署との間の往来が保証されている。「家」が吏にとって、国や公と相対的だが、やがて帰 予告八十日。217」では、「吏官去家」とは、おそらく「爲吏居官」で「去家」すること二千里

るべき「家室」は「家」を構成する妻子臣妾家財を一括りにする用例(『睡虎地秦墓竹簡』所收「封診式」封守の条参照)と言える。また、 同室同居者も県官の収監規定を無視したり逃れた者を「亡」逃亡者として処罰する、と言うこと。普通、「家室」は民里にある。やがて帰 であるから、「爲收」を不法に逃れた者として「亡(逃亡罪)」を持って処罰すると言う規定。処罰を受け服役中の本人はもとより、 收」(差し押さえ)となるので、その「爲收」となったはずの「家室(妻子臣妾を含む)」が民里中にそのまま存続していることが不法である。 の者であったり、有爵者であった者が申し渡される鬼薪白粲に服している場合の規定で、これらの判決にともなって妻子臣妾家財は 工事への繇賦負担に関する規定では ③刑罰処分を受けた者の居住規制の一部、「隸臣妾、城旦舂、鬼薪白粲家室居民里中者、 以亡論之307」、処罰され隸臣妾城旦舂に服役中

とを示唆しよう。 るから「家」に復除対象となる「戶」があるはずだが、ない場合があるということ。この事例は「家」が「戶」を包摂する関係にあるこ 対象たる「戶」が存在しない場合、同県中の「它人」が選ばれる、ということになるのであろう。工事の復除は「戶」ごとである。 者が「戶」にいない場合、「家」を論う。これは「家」が「戶」と同値同格で扱うことを前提にしているからか、それとも、「家」中に復除 緜者」がいない場合の規定で、「戶」と「家」との間の整合性が問題である。ここでは繇賦(労役)は「戶」単位が原則。しかし、該当する 它人。278-9」の「復其戶」と「家毋當縣者」から、「戶」と「家」との関係が注目できる。「工」として縣官に従事する繇賦負担者について、 ⁻戸」ごとに「復」復除を認める。賦役負担者は「戶」を単位として把握するようだが、「家不當龣者」とあって、「家」には、該当する「當 ④「□□工事縣官者復其戶而各其工。大數縣取上手什(十)三人爲復、丁女子各二人、它各一人、勿筭(算)縣賦。家毋當縣者、

の吏といった性格のもの。「家」の呼稱自体が爵等などによる家格に裏付けられる性格を持っているように思われる。 「家馬462」、⑥「傅公家丞、秩各三百石472」のように職名にも見られる。ともに諸侯王、 列侯などの高爵者に配属される王家公家

る。 が関外にある、という表現は、官吏が居家を離れて、場合によっては②の「去家二千里以上」の遠隔地にも赴任することを前提としてい 不在の「家」で、妻子(配偶者、子女)と父母兄弟(血縁近親者、父母兄弟)が「居家」している所ということなのであろう。 の「夏子」「秦母」の規定を想起させる。そしてまた、『張家山漢墓竹簡』所收「奏讞書」案例三の齊田氏の女南の事件に関わる「從諸侯來 罪とか「亡之諸侯」罪との関連を想定させる。この場合の郎吏宮内衛士の「家在關外」と言うことは、【主人=夫=「在官府」】で吏(夫) このような「關外」と「關内」の別は「關内=夏」と「關外=諸侯国」とすれば、『雲夢睡虎地秦墓竹簡』(以後秦簡と略す)「法律答問 「請中大夫、謁者、郎中、 執盾、執戟家在關外者504」と、 8 相國、 御史請郎騎家在關外513。」は、 指定の官に任官した者の「家」

められる。「戶」は「家」に包摂されるようである。 ない。④「工者」工事縣官の繇役負担者、「爲復」は「戶」ごとに復除される。しかしながら「戶」に復除対象者がない場合は「家」に求 ③ 隸臣妾、城旦春、 家の「王家」、列侯家の「侯家」、外戚家の「母家」の「家」に共通の概念である。⑦⑧「家在關外」もほぼ②に同じ、と整理することが れることではない。これは暗に刑徒は「家」することが許されていないことを示唆する。当然この身分から出仕「起家」することはでき 四十八陳渉世家)」とも用いられ、 は、「封診式」封守の差し押さえ項目の最初に登場する「家室」とも重なる。「家室」は「陳王怒、捕繫武臣等家室、 まりが基となる。①それぞれの「家」と其の家婢の去家後の出産をめぐる産子の問題を規定していて、産子の帰属は「他家」を巻き込む 「家」の問題と考えられる。②「居官去里二千里」はどんなに遠方に赴任していても、帰るべき場としての「家」であることを示す。「家室」 「二年律令」の「家」字を使用した記事は以上八例である。「二年律令」に現れた「家」とは、郷里に、ともに暮らす共生する人のまと 鬼薪白粲は、刑徒として管理下にあり、民里に雑居しているはずはない。もし、あるとすればそれは不法であり許さ 同所に「而徙繋武臣等家屬宮中」とも言う。「家室」は「家屬」とも言い換えられるようである。また、 ⑤「家馬」⑥「公家丞」は侯家の家吏で「家」呼称は、皇太子の「太子家」、諸侯王 欲誅之(『史記』

家」)」とはこの「妻子父母同産」という緣坐規定に懸かる人間関係であり、さらに「妻媵臣妾衣器」が「家室」に付随する家財として没 中心にして一家の一人(夫)が罪を犯すと、「收」の対象は「父母妻子同產」、そして「妻媵臣妾衣器」に及ぶことになる。「家室(文帝紀は「室中心にして一家の一人(夫)が罪を犯すと、「收」の対象は「父母妻子同產」、そして「妻媵臣妾衣器」に及ぶことになる。「家室(文帝紀は「室 家の構成員の一人の犯罪が、その「室家」を「幷[坐]」、とする。「收帑(または「孥」)」は「二年律令」では 孝文本紀や文帝紀の元年十二月「請奉詔書、 除收帑相坐律令」に関して、後漢末の應劭は「一人有罪、幷 「收」「爲收」ととも用い、「夫」 坐 其室家(家室)」として、

入対象に含まれる。

前提としているが、劉邦はこれを顧みず、気ままに暮らしていたので父親に「亡頼」と称されたということである。 との関わりも注目すべきで、司馬遷が「(高祖)不事家人生産作業」と称したのは、「家」には「家」ごとに「業」があり、家人との協業を を廃棄して負債帳消しにしたという。この王媼と武負を「兩家」と称する。この「兩家」の家業は酒家として膾炙されている。「家」は「業 この「家人生産作業」は、「家業」のことで、沛居住の劉家が代々継承してきた生業のこと。また、高祖本紀には、無頼時代のこととして、 …(中略) …常有大度、不事家人生産作業(『史記』巻八高祖本紀)」とは、高祖には日頃から「家人」の生産作業に従わなかったという。 て「居鄛人范增、年七十、素居家、好奇計(『史記』第七項羽本紀)」の「素居家」と記されている。劉邦の場合、出仕以前は、「高祖爲人、 や葬儀や治病で「歸家」する。その「家」は、 高祖每酤留飲、 「日記」に戻って、「家」についてまとめてみたい。吏の在任中の「居官」「在官府」の日々は「宿舍」で締めくくられ、吏が時折 夫=吏としては、公的な所在や業務から解放される私的な所在場所であることを示す。夫が居家する場合は、出仕以前の范増につい 酒讎敷倍。及見怪、歳竟、此兩家常折券棄責。」の逸話を載せるが、掛け売りの回収をあきらめた王媼と武負が証書「劵 妻(婦)の「居家」するのが常態であり、そこでは妻子臣妾たちの生業生活の場となって

文帝紀の贊に「百金、中人十家之產也」とある中人の「家」は、資産平均「十金」規模とされる(『漢書』 墓竹簡』 とを望むこともできる。吏となれば「家」と「官(舍)」の二箇所に生活の重心を置くことになる。そこで「五曰安家室忘官府(『睡虎地秦 家」と同系統の語で、「當家」「居家」であればは、「力農工」を生業として専念することが想定されている。しかながら出仕して吏となるこ 値とは田宅妻媵臣妾衣器などで、その「家」の家業との関連も推測できる。 始皇本紀には「今天下已定、法令出一、百姓當家則力農工、士則學習法令辟禁(『史記』巻六)」という帝国の理念が見える。「當家」は 所收「爲吏之道」)」と言う警句が唱えられるのは吏の公的面に重置くべきという倫理観心替えを喚起するものであろう。また、 巻四文帝紀)。家が持つ資産価

家では家業の経営があり、夫の吏が長期不在であれば、「居家」の嫁妻(婦)の裁量に任せられる。家の吉凶事は「家祠」で行われ、 が主催であれば、 「宿家」する。家の吉凶、 こうして、吏から見た「家」は、夫は出仕して吏となれば居官(宿舍)となり、家は妻の「居家」が常態となる。夫の吏は時折帰宅して 夫の帰宅を俟って行われる。 本人の疾病によって「歸寧」、 その時は夫が「家禮(祀)」の中心となる。 休帰することもできる。この帰寧も『尹湾漢簡』では「宿家」と記している。 郷里の祭祀については「日記」に記載がない 吏の夫

堂に遺体を安置して殯礼をし、会葬者が遺族に付き添い、その後適所に埋葬する(「奏巘書」 案例二十一)。 で不明であるが、「封診式」毒言のような飲酒を伴った郷里の祭りが行われていた。妻が出席できるとは思えない。 夫死亡の際の葬儀は、

称している する。「五月、兵皆罷歸家(同上)」 罷軍による軍の解散と兵士の郷里への帰還を「歸家」と称する。 兵士それぞれの帰るべき場も「家」と 度、不事家人生産作業」と記される無頼の暮らしぶりや、范增の「居家」のから「家」の実態が窺えるのではないか。劉邦は亭長の時の、 爲汝家婦」とは、陳嬰の父親の妻となると言うことよりも、子嬰との関係で「家」の婦となると言うことに重心がある。劉邦の、「常有大 を前提に、「家」が漠然とした住居空間を示すと同時に、その語を補完する概念化した語と見える。陳嬰の母が嬰に言った言葉、「曰、 「常告歸之田」について、後漢の儒者孟康は、「歸家治疾也(『史記』巻八高祖本紀)」と注している。劉邦の帰家の口実を治病のためと説明 こうして「居吏」「宿舍」「忘官府」が「居家」「宿家」「安家室」と対象の語となる。「家」の語によって表出する観念は、「家室」という実態

劭注を引く)」とある。ここでは、「遣歸家」と使役体になっていて、「歸家」は父の家に帰えることで、婚家の召しを待たしむ、つまり 「重 引用して「夫人以下有美人、良人、八子、七子、長使、少使、皆遣歸家、 絕人類」して、宮廷女官たちの将来を重絕することを憚ると解せる。 宮人の召し放ちも、「歸家」と記載される。孝文帝紀後元七年の「遺詔」の中に「歸夫人以下至少使」の一文がある。集解は應劭の言を 重絶人類也(『漢書』 巻四文帝紀、後元七年の 「遺詔」 一も同じ應

衣衾、棺、葬具一式を支給し、その家に届ける、という命令である。以上から「歸家」は、それぞれが帰属する「家」に帰還する、(⒀) の帰還について、その細則要領は、遺体を乗せた「槥(修羅)」と呼ばれる橇状の輓曳具に乗せ牽いて故県に帰還させ、その上でその県が く「家」に送り届ける。また、高帝紀八年十一月の条には、「令士卒從軍死者爲槥、歸其縣、 「衣衾」をつけ、「棺」に收斂して、その「家」に送り届ける命令を下している。「歸家」は「轉送之家」であって、遺体を「戶」にではな また、『漢書』高帝紀、四年八月の条には「漢王下令、軍士不幸死者、吏爲衣衾棺斂、轉送其家。四方歸心焉」とあり、戦死者の遺体に 死者への「爲衣衾棺斂」は葬礼に要するもの一式を、支給して遺体に着装し、納棺して「家」に転送すること 縣給衣衾棺葬具」という記事があり、 戦死者

た構想が見られる(『漢書』高帝紀五年十一月の条)。家は所在地、 齊王韓信に陳以東を分割して与える策の中で、韓信の帰るべき「家」が楚にあることが韓信の「家」を思う意欲が戦闘力を高めるといっ 韓信の兄がいる、母親の墓についても、 列傳は言及するから、

二惠帝紀、元年の条)これらの規定にあった六百石吏及び故吏は、「軍賦」のみの納入で、他は「与るところ有る無し」である 以上で「父母妻子與同居」する者、嘗て将軍都尉二千石を経験した故吏は「家唯給軍賦、他無有所與」、とする記載がある。(『漢書』巻 においても故国故地として認識せざるを得ない、そこに忘却しきれない心情が想定されているようである。「家」は、惠帝紀に、 吏六百石

ない。今となっては不明瞭な「家」の実態と「戶」による実態把握との差は、どこにあるのか。「家」は「戶」や「口」「人」と並ぶ行政上 薄れてしまったのか、この五件しか採録されていない。注釈者顔師古の時代には、「家」の概念がかなり曖昧となっていたと考えざるを得 の単位呼称でもあり、「家」と「戶」との関係をさらに整理する必要がある。 からの引用が一件となっている。唐代では「家」そのものに対する意識が後退したのか、また家の語を表象とするまとまりに興味関心が に思える。周知のように『太平御覽』巻181人事「家」の条には、『說文解字』からの引用一件、『易經』家人の条からの引用が三件、『後漢書』 「人」、統計は「口」で数えられること。行政的に「戶」の把握が浸透し、『史記』『漢書』の時代には、家の実態が不透明になっていたよう 以上、「家」をめぐって、「守冢」や被災「流民」については、「家」で数えられること、「賜爵」恩典付与は「戸」を単位とし、労役徴発は

| 「戶」の規定 ----「家」との関わり---

式の記載であり、この里の記載が「駐軍圖」一面に展開する。「里」は「家」ではなく、「戶」と「人」で把握されている。 王堆漢墓帛書)』「駐軍圖」によると、箭道城西の三里は「沛里卅五戶今毋人」「路里卅三戶今毋人」「胡里幷路里」などと「某里某戶今云々_ 行政上の様々施策において、対象となる民衆をどのように数えるかは前掲の通り、「家」「戸」「口」「人」などの単位であった。『古地圖(馬

場合の規定が続く。工は「戶」単位に復除の機会がめぐってくるが、「家毋當縣者」その「家」の範圍で復除対象者が求められ、該当者が 事縣官者復其戶……248復律」]。縣工に従事しているとその地位に応じて「勿筭繇賦」となるが、繇賦免除の対象者が「家」内にいない を対象とする「復」の有資格対象者がいることになる。 いない場合は、その「復」は「得復縣中它人」と別人に移る。地域に「家」単位の把握と「戶」単位の把握が併存していて、「家」に「戶」 先に見たように、復除は戸ごとに賜与となる。県工の従事者についての「復」復除は「戶」を単位としてが規定されている [「▽□エ

没直前元延年間(元帝期B.C.11-7年)か、それ以前の集計結果とみられる戸口数を記載する。 二人(『漢書』巻四文帝紀)」と言う。「一戶五口」と言い、「一夫挾五口」と言い、また「「五口之家」と言う。「一戶」「一夫」「一家」が五口で 場合によって、「口」と言う数え方と「人」という数え方もある。『尹湾漢墓竹簡』「尹灣六號漢墓出土木牘」の一正『集簿』では、師饒の死 田のこと)」とある。鼂錯の文帝へ上奏した文書の一部には、「今農夫五口之家」五口の家と言う。鼂錯は、「今農夫五口之家其服役者不下 つながり、「五口之家」は「其の服役者は二人を下らず」と言う。「農夫」には、はじめから「家」ごとに賦役負担者二人と想定している。 また、『漢書』巻二十四上食貨志には「五口爲當農夫一人」という規定もある。魏の李悝「盡地力之教」の「今一夫挾五口(一夫は一夫

戶 廿六萬六千二百九十 多前二千六百廿九 其戸 萬一千六百六十二 獲流

口 百卅九萬七千三百卌三 其四萬二千七百五十二 護流

による流亡者を当該郡が再収容したもので、直前の数字が「獲流」で得た戸口数であろう。一万千六百六十二戸、四万二千七百五十二口 令成戶」とあり がこの年、東海郡に再傅籍された。数字の検討は別稿に譲って、このほかにも注目できる記載がある。この木牘の裏面(一反)には 東海郡の集計結果はこのように、戸数口数で一括表示されている。「戶」の末尾、「口」の末尾の「獲流」は、 統計直前に起こった自然災害

以春令成戶 七千卅九 口二萬七千九百廿六 用穀 七千九百五十一石八斗□升半升 率口 二斗八升有奇

を持つ なみに一戸あたりの口数は約三.九七人、一戸あたりにすると約一石というところ。「以春令成戶」は、平帝「元始五(A.D.1)年」の紀年 用の種籾「用殻」七千九百五十一石八斗□升半升を配布。これを口数で割ると、一人あたりにすると「二斗八升有奇」の配布となる。ち これは、この年、「春令成戶」に関わった者の数で七千三十九戸、男女の別なく合算して二万七千九百二十六口のことで、口ごとに作付け 『四時月令詔條』 に、

元始五年五月甲子朔丁丑、 和中普使下部郡太守、 承書從事下當用者、 如詔書、 書到言。 ノ從事史況(6~7行)

●敬授民時、日、揚穀成趨南畝。(8行)【中略】

●右孟春月令十一條。(20行)

が十九万五千七百二戸、左馮翊が二十三万五千一百一戸、右扶風が二十一万六千三百七十七戸であり、 役が課せられたのであろうが、その数は二度とも十四万人以上を動員したということである。『漢書』地理志では前漢末期では、京兆尹 受也。」とあるが、「家長」の語は秦漢時代の文献には登場しない)が受けると解している。 長安近郊六百里のすべての戸が対象となって労 安内六百里男(女)」の属する「戶」を対象としたと限定し得る。後世、顏師古は戸ごとに支給される爵はその家長(同所「師古曰、 が、労役が「人」で数えられ、その褒賞の賜民爵は「戶」ごとである。徒隸は「戶」を形成できないから除外できる。恩恵の付与は、「長 動員される長安内六百里の男女と諸侯王列侯徒隷を対象として、「人」で数えられている。この城作りは、この年の九月に終了し、五年「九 同年「六月、發諸侯王列侯徒隸二萬人城長安」。そして、五年「春正月、復發長安六百里内男女十四萬五千人城長安。三十日罷」とあり、 ごとの田畝への播種に相当し、また、「春令」が「孟春月令十一條」春の行事二十一箇条の内の一つという記述に相当するのでないか。 この「揚殼成趨南畝」ある記載に該当すると考える。つまり、『尹湾漢墓竹簡』 また、この時期の人の数え方については、「(恵帝)三年、發長安六百里内男女十四萬六千人城長安。三十日罷(『漢書』惠帝紀)」。また、 長安城成。賜民爵、戸一級」とあり、長安城落成による民爵の賜与は「戸」ごととなっている。この賜民爵の対象は漠然としている の「用殼」が「揚殼」に、「成戶」が「成趨南畝」、「戶」 漢初は秦の遺民がこれに応じたも

選抜する。ここの注は、如淳の言を引き、「「復」の対象者は「事謂役使也」役使してはならない」とする。また、ここの「戶」について は、『睡虎地秦墓竹簡』「法律答問」392簡には、「盗及者它辠同居所當坐」とあり、盗罪やその他の犯罪が立件された場合、容疑者の「同居 「戶」について、例えば『漢書』高帝紀五年「夏五月、兵皆罷歸家。詔曰」の箇所に、「故大夫以上賜爵各一級、其七大夫以上、 非七大夫以下、皆復其身及戸勿事」とあり、復除の対象者は本人と彼が所属する「戸」に限定していて、「戸」ごとに対象者を抽出

のと想像できる

優先順位が「同居」を先にし、「不同居」は後になる。また、「同産379子代戸。代戶必同居數380。」と言う規定があり、 と同居は別個に扱われ、「法律答問」簡では「士五甲毋子、其弟子以爲後、與同居」士伍甲には子がなく、弟の子(甥)を「後」跡継ぎと 業者、若今言同籍及同財也」とするところ、「戶」は父母妻子の外、兄弟や兄弟の子らで、「居業(居と業)」を同じくする者、唐代の語で 六百石已上、父母妻子與同居」とある。この「同居」について、師古注は、「同居、謂父母、妻子之外、若兄弟及兄弟之子等、 て直系が絶えた場合は、「同産子」に「代戶」して相続する機会が生ずるが、「必同居數」、同居と同籍が条件とされる。 して「同居」する、という一節がある。「二年律令」置後律ではまず、「同産相爲後、先以同居毋同居乃以不同居378」とあって、「後」の は「同籍」及び「同財」に当たると指摘している。『睡虎地秦墓竹簡』「金布律」152簡では「而死皆出之毋責妻同居」と、夫から見て、 は緣坐する、という規定に続いて、「何爲同居●戶爲同居」という規定がある。「戶」は「同居」者のこと。『漢書』惠帝紀には 父の相続者とし 見與同居

れる「爲收」の規定には緣坐する者たちが列挙され、情状により縁坐の対象から外れる者も列挙される。 秦律の「金布律」や「法律答問」の記事から、「戶」は本人と妻と同居の編成で構想されている。「二年律令」收律174~177簡に規定さ

「罪人完城旦春鬼薪以上、及坐姦府者、皆收其妻子財田宅。174」

夫の犯罪における妻同居「爲收」の外縁が、子が娶妻出嫁で別に「爲戶」している者、有爵者、十七歳以上の男子、出嫁して出戻った「棄 以上となれば、「收」を執行するが、この場合に「收」は、子や内孫は対象とはせず、財田宅にとどめるなどと規定されている。 内情と父と戸との関係が問題であること。これに続けて、父に緣坐しない女の「戶」については、本人(女)が罪を犯し、完春刑、 任意の人の「偏妻」となりながら「爲戶」しているもの。④別居して不同數(父と戸籍別にしている)である場合、は緣坐しない。「戶」の 歳以上の場合、③もし「人妻」となっても「棄(離婚)寡(寡婦未亡人)」となった子女、そして夫たるべきものがいない未婚婦女の場合や、 である。まず①は、容疑者の子が妻帯していたり出嫁して夫がいて、それぞれ、「爲戶(戸籍登録)」している。②有爵であったり、 有妻夫若爲戶174」、②「有爵及年十七以上」、③「若爲人妻而棄寡者174毋夫及爲人偏妻爲戶175」、④「若別居不同數者175」、以上の四例 これが、庶人の完城旦罪、有爵者の鬼薪罪、姦淫で腐罪となった者の「爲収」の概要で、「妻子財田宅」が対象となっている。① 白粲刑

妻」や「寡婦」である女の戸、別居して戸籍に記載のないものという条件であることがわかる。戸は父と妻と同居で構成され、 でも成立し、同居が成長するにともなって戸も変化する。

女たちと限定することもできる。このような秦律の規定に基づいて、漢でも「戶」単位の数え方が行われ、平行して「家」単位の数え方 も行われるのであろう。 このように「戶」は、本人と妻と同居者(子女)で構成するのが秦律漢律の規定であろう。そして「同居」とは独立「爲戶」する前

場合吏がその年齢を比定して登録する。自己申請で自分の子や同産の年齢登録が誤っていた場合、三歳以上の誤差は耐罪に処するともあい。 が基本のようだが、「小未能自占」の場合や「毋父母同產爲占者」の場合、担当の吏が比定することが、自占年の条件となっている。 る。「自占年」しようとする時点での年齢に下限があり、 以外にも、「戸時」という時期規定に従って「産子恆以戸時占其……」という、その年の新生児戸籍登録をしなければならない。「自占年」 う場合、「戍邊二歳沒入田宅縣官」の処罰を受けることになる。「爲戶」した際に田宅の名義を詐った場合と規定と言うことになる。「名田宅」 令人名及爲人名田宅者」という行為、「爲戶」せず、保有している田宅を他人名義にした場合、また本人に代わって田宅の登記をしてしま えるかもしれない。子は父の「戶」から分異して「爲戶」するし、父の生前でも、子の求めに応じて認められる。また、「不爲戶有田宅附 て独立して「爲戶」することができる。「家」はこうした複数の戸に分離分解して、それぞれの「戶」形成が新たな「家」を形成すると言 れる。「後子」と父母子同産主母叚母との関係や主母叚母と孽子叚子の関係から、複雑な過程が想定されるが、これらすべてが必要に応じ の受託をもって、「爲戶」することができることになっている。「爲戶」に関しては「戶律」に集中する。「以次先後」とは爵等の先後であり、 ある。「爲戶」については戶律には、「司寇隱官半宅欲爲戶者許之316戶律」と司寇隱官といった刑期満了者、冤罪受刑者の場合でも、「半宅」(宀) 「戶―田宅」は、それぞれの「戶」が爵制に基づく「以次」によって格付けされている。「戸律」と「置後律」とは隣接した状態を対象と ろう。ここでは「宅」が明記されないが、父親生前中の分異「爲戸」は、田宅の分異相続がないことが前提として規定されているようで 「戶」で重要な規定が、父親の死葬後「後」跡継ぎがまず田を選び、它子の「爲戸」を望む者が残りの田を受け取る、と言う規定であ 跡継ぎの「後子」が父母子同産や主母叚母から分かれ、主母叚母が孽子叚子の田を分かち、「爲戶」したいと望むのであれば、 下限に触れる年齢では父母同産の後見人身元保証人が必要である

「戶時」の規定では「恆以八月令鄕部嗇夫吏令史相雜案戸籍」とあり、「郷部嗇夫吏令史」、鄕が戸籍更新を毎年八月中に行う。 ⁽³⁾

郷から県

廷に上呈され保管される籍には戸律に 副本が作られ県廷に送付されること、専用の筴、 「民宅園戸籍・年細籍・田比地籍・田命籍・田租籍331」の各種があげられている。 匣匱の容器に入れ、 令丞官職夫の印をして緘封する。 これらが 籍

分与することができる。そして「輒爲定籍」すみやかに「定籍」籍を作成する。例えば、「孫が大父母と同居して保養して不善であれば、 報源と見られる れない。この「爲戶」は戸籍作製、戸籍名義人の変換、戸籍名義人の記載内容変更更新登録などで、「戶」の内容構成の変更更新も含む。 夫、子の父が死亡していることを前提とする。人妻となって「爲戶」することができないのは、夫生存中だからで、夫婦で別籍は認めら を迎えたり、外道りにその子の財産を取り上げたりしてはならない。孫が父に代わって「爲戶」、孫が死んで母親が「代爲戶」するのは、(ॐ) 孫は外居させ、大父母をその(孫の)室に居らしめ、その(孫の)田に食ましめるが、その(孫の)奴婢を貿賣したりさせない(財産を減らす たら、八月までに「爲戶」して戸に書き込む「書戶」しなければならない、とある。財産の分与については、「大父母、父母の子孫、 付けない。戸律には「所分田宅不爲戸得有之至八月書戶留難先令弗爲券書335」とあり、田宅を分配してそれぞれが保持することになっ ようなことはさせない。また、孫が死んで、その母親が代わって「爲戶」した場合、決して死んだ夫の父母を放逐したり、「入贅」入り婿 財産や財産相続の係争は、あらかじめ交付される「劵書」によることなどが明記されている。「劵書」がなければこのような訴訟は受け 毎年「八月戸時」と限定されている。「戶」の名義人と田宅の変更、「戶」の更新と保全が重視され、⁽²⁸⁾ 父母の両親、父母と直系の子と孫、父母の兄弟とその子(甥、子から見ればいとこ)との間で奴婢、牛馬羊、他の財物を 行政上の的確な住民動向の情

ことがある。 規定によって主の田宅餘財を相続する。奴婢が多くても「代戶」者は一人だけである。また、女子が父母の後となって戸を相続した場合、 特に「出嫁」した娘が相続すると、その娘が相続した戸の田宅を、配偶者の夫が「盈」つまり加分して自分の田宅として登記してしまう ら大父母、大父母がいなければ同産に、同産子が、代戶となる。代戶は傅籍すると必ずその遺族と同居すること。棄妻子と後妻子ととも るが、父もしくは母、父母がいなければ寡(寡婦)、寡がいなければ女(子女)、女がいなければ孫、 に後継に関与できないこと。さらに後継該当者がいない場合には、その家の奴婢に権利が回る。いったん奴婢を庶人の身分に直し、 さらに、 本人死亡で跡継ぎの子男がいない場合でも相続権者の序列が定められている。この場合、(%) この一節は難解であるが、 棄妻(離縁)や夫が死んだ妻(寡婦)は、子がなければ「復取以爲戶」と父からの相続分を取り戻し 孫がいなければ耳孫、耳孫がいないな 戸の外から入ってきて「代戶」とな

を与えると解してみた て「戶」を形成することができる。もし子を為したのであれば、その相続分は子に継承されるから、棄妻の場合はその財(嫁入り時の財物)

これに続く「戸律」の記載は、次のようであり、

數者令毋貿賣田宅及入贅●其出爲人妻若死令以次代戶387〔「二年律令」戶律 寡為戶後予田宅比子爲後者爵其不當爲戶後而欲爲戶以受殺田宅許以庶人予田宅●毋子」其夫;,386毋子其夫而代爲戶●夫同產及子有與同居

代父後者爵各一級」と跡継ぎの子に各一級であり、家とも戸とも言わないが、父の爵を継ぐ者が指定されている。 者が鰥寡孤児病老の縁者の戸を吸収することも想定しうる。『史記』「孝文本紀」にも、孝文帝即位の年正月の賜民爵では「因賜天下民當 が決まる。おそらく「歸戶」とは「後子」に指定された子の戸が同居のために父の戸に吸収されるのであろう。類似の行為で、有力な縁 と父の戸は、同居しているはずの「後」に相続されるが、「後」となる子がいない場合、その父母妻子同産の間で相続序列に従って「後」 財利権の継承であると言うことができる。爵は戸ごとに賜与される。父の戸から子の戸ができ、子の戸が父の戸から分離する。父が死ぬ 「寡」は寡婦のことであり、彼女が「戸後」となった場合の規定である。この「戸律」の相続規定は「戸」継承が「戸」に付属する家

万戸で数えられていた。 ていたのかもしれない。領民の単位としては、文帝紀四年、 しくは郡を降した場合に「封萬戶」と称していて、「萬戶」は一郡攻略の功績に対する褒賞とする。隴西地区は、一郡が一万人と称され また、高帝紀、二年十一月のこと「漢王還歸、都櫟陽、使諸將略地、拔隴西。以萬人若一郡降者、封萬戶」とある。師古は、「萬人」も 「夏五月、復諸劉有屬籍、家無所與。賜諸侯王子邑各二千戶」ともあり、千戸

しかし、文帝紀、十二年の条に、

又曰、「孝悌、天下之大順也。力田、爲生之本也。三老、衆民之師也。 **豈實人情。是吏舉賢之道未備也。其遣謁者勞賜三老、孝者帛人五匹、** 悌者、 廉吏、民之表也。朕甚嘉此二三大夫之行。今萬家之縣、云無應令、 力田二匹、 廉吏二百石以上率百石者三匹。及問民所不便安、

屈氏、 たのか「戸」であったのが明記がないが、「與利田宅」と「家室」「戸」に直結する資産が保証されたことが伺える。 れている。あるいは意識的に使い分けがされているのかも知れない。徙民に関しての呼称は、高帝紀九年十一月の条に、「徙齊楚大族昭氏 「今萬家之縣」とあって、 景氏、 懷氏、 田氏五姓關中、 縣の規模を「萬家」と借定している。このように県の規模、 與利田宅(『漢書』巻一高帝紀)。」とあり、斉楚の大族五姓の徙民が記されているが、「家」単位であっ 封邑の規模を表すのに「戶」と「家」とは混同さ

あることを前提とするから、子が分異する前の父の戸ならば、子から見て父の「戸」を「家」とは言える。このように帝国形成からその 身及戸勿事」とあり、 の充実ぶりは、「家」よりも「戶」を優先していることをうかがわせる。戸を単位として、父戸の爵や家室を後子が相続することを明文化 全盛期にかけて、行政上の「戶口」による把握が行われ、「家」による地域把握、規模把握は後退したように見える。また「戸律」の規定 したことで、「家」の持つ諸特性が、戸に移行したと考えて良いのではないか。 以上「家」が単位として登場するのは、高帝紀、二年「春正月」の条、「關中卒從軍者、復家一歳。」の家ごとに一歳とあるが、別所では、 役使してはならないとする如淳の言を引く。「復家一歳」の「家」と「復其身及戶」の「戶」とは同じなのであろうか。「家」は父母 高帝紀五年「夏五月、 復除の対象者が本人と彼が所属する「戶」に限定されている。注は、「復其身及戶勿事」とあり、「事謂役使也」、つ 兵皆罷歸家。 詔曰」の箇所に、「故大夫以上賜爵各一級、 其七大夫以上、皆令食邑、非七大夫以下、

ニ 「歸家」の「家」について

どから類推するほかはない。 を迎える。『張家山漢簡』「戸律」では 父の既得の田宅妻子臣妾衣器畜産は、「戶」毎に簿に記録されて行政に掌握される。父の死去による世代交代は「戶」の相続という大事 父子間の相続規定の内容を概観することができる。しかし、「家」についての明確な規定はない。 「戶」の首者父についてや妻子田宅臣妾衣器畜産について、 種々の規定が明文化されており、 関連語の「家室」や

ころがある。吉であれば、 られていたのであろうか となる。「日書」では、「客」「寄」という行為が、主家に吉をもたらす兆しとなるか、主家を乗っ取るような凶の兆しとなるかに言及すると との傅籍はあっても、「家」ごとの傅籍は不明である。『雲夢睡虎地秦墓竹簡』「日書」では、庶民の個人的移動、「客」「奇」の受容が占の話題 縣に移住し「客」遇の身となったが、ここに家することになる。この「客(容客、 について、「單父人呂公善沛令、辟仇、從之客、 まず、「家」は 『說文解字』では、「家、居也。从宀豭省聲。」とあり、居(または凥)が「家」の義である。劉邦の舅になる呂公の 該地の地縁の支持、 郷党有力者に保護に頼って「家」を為すことになるのであろう。「家」とはどのように考え 因家焉」とあって、故郷を「辟仇」を理由に離れ、旧交のあった沛公(沛県令)を頼って沛 客遇)」という契機による「因家」の意が窺える。

軸に「家」が形成されていることを再確認する 栄を招いた私的な「家居」の暮らしと、吏として高位を極めた公的な「居官」の暮らしの二面での大成功のことである。「家居」の面につ いては、次男の訴訟をめぐる逸話がある。「家有長子曰家督」である長男は、范蠡の跡継ぎに確定しているが、彼の正直で倹約的な処世観 越王句践に仕えた范蠡について、「居家則致千金、居官則至卿相(『史記』卷四十一越王句踐世家)」と称されるのは、家業に専念して繁 釈放を期待していた弟の訴訟に破れる帰結となった故事である。この物語の中で「家―父―長子」の関係の相続者としての長子の基

賜与は、 に恩典褒賞を賜与する。国の慶事にともなう賜爵賜牛酒などでは、賜与は秦漢時代では「戸」単位、鄕里ごとにまとめて行われた。恩典 いか。これを「家」ごとの賜与と称するのではなかろうか。「家」は主柱となる人物を中心に形成される. 『呉子』には、「有死事之家、歳使使者勞賜其父母、著不忘于心(『呉子』勵士)」と言う記載があり、「死事之家」と言う形で、 「家」が取り上げられ、その功績の顕彰が、「以賜從軍死事者家(『史記』巻百二十汲鄭列傳)」と、従軍して戦死した者の「家」の遺族 当然「戶」の首者が拝受するはずだが、該当者が戦死している場合では、「戸」の受ける分を「父母」が受領すると言うのではな 戦争功績者

萬石君この礼による父子の結びつきが「家」の基本と言うことだろう。父を中心に、家人が一体となって行う祭りが「家祠(祀)」と言う るという記事から、「家」では、劉邦は父太公に対して同居する「家人」が行なう父への拝礼を行っていたと言う。「家人」という括りでは、 「家」は父が子の拝礼を受ける家礼の場であり、萬石君の父子同居も家礼の実例として貴重な証言となる(『漢書』巻四十六萬石衞直周張傳)。 高祖六(B.C.201)年の条、「高祖五日一朝太公、如家人父子禮(『漢書』巻一高帝紀)」ととあり、劉邦が、五日に一度、父親太公に朝拝す

事になる。

いる。 ている。「里節有祠」とある村の祠祀では、「里」 家に祠祀がれば各家の伝統格式にしたがって祭祀儀礼が行われ、近隣の「他家」がこの の祭祀に近隣の「家」が参画し、共同の里祠には里を構成する各「家」が共催で祭祀を行う。 われる。 「封診式」毒言に、「丙家節有祠召甲;;等;;不肯來673亦未嘗召丙飮」 (『睡虎地秦墓竹簡』 里ごとにも「里節有祠丙與里人及甲等會飲食皆莫肯與丙共桮器甲等(同674)」と里ごとの祭祀の開催されることが示され の構成「家」のがすべて出ての共同祭祀で、成員の全員参画の大切な行事である。 封診式673~674)」とあり、この「家節有祠」その 「家」の祭祀に連なることで連帯感を強めたと思 祠に関する参画共催は「家」を単位として

世家では「三家共伐公、公遂奔。」とある。この「三家」とは、 律答問」では「何謂四鄰」の条に、「可謂四二鄰一即伍人謂殴469」とあり、「四鄰」とは「伍人」のこととも答えている。この「同伍」は と言う、「五家」が伍を形成するとする。 も「家」を単位としている。春秋時代では、「家」と言えば卿大夫の身分の「家」のことと考えられているので、当時大夫家がどれくらい を単位として編成されるのである。「伍」の原形は『史記』巻三十二斉太公世家に「高傒修鄰國政、 や悪子取り締まりに郷吏亭長里正父老と並んで「伍人」が登場する。 に「名爲虎穴、 「連五家」であり、 商鞅変法により秦で実施された什伍連座は などと考えると、爵制に基づく秦漢什伍制度は、『管子』になぞらえたその亜流ではないのか、と思える。『史記』巻三十三魯問 乃部戶曹掾史、與鄕吏亭長里正父老伍人、雜舉長安中輕薄少年惡子(『漢書』巻九十酷吏傳)」と見えるように、 集解は 『國語』を引いて、「管子制國五家爲軌、 同伍の「五家」が伍を組み、その伍を同じくする「家」の主が 「令民爲什伍、 而相收司連坐(『史記』巻六十八商君列傳)」は、 魯の昭公を伐った孟孫叔孫季孫の三桓氏のことである。 軌十爲里、四里爲連、 顔師古はこの伍人に注して、「五家爲伍、 十連爲鄉、 連五家」とある。管仲の起草とされる 以爲軍令」と説明する。「五家一軌 「伍人」である、と解する。 漢帝国にも継承され尹賞伝 伍人者、各其同伍之人也. 家

されるのである。この「法律答問」該所で整理小組の現代語訳では、「家」と「戶」を混淆していて、「戶」ごと一盾の罰則を、「每家罰一盾 があった場合に伍人は「家」ごとではなく、「戶」ごとに一盾の罰金と規定されている。「五家」で「伍」を作り、 と解していて、「戶」と「家」の書き違えに拘りがない。 「秦律十八種」傅律では、「二甲典老弗告各一甲伍人戸一盾皆■ [西大卩]之●傅律361」、 戸籍上の業務方法や記録事実に不正 罰則は「戶」ごとに徴収

欠かせないこと、「家」は夫だけでは立たず、「婦」を娶ることによって対応できるようになる。陳嬰の母は寡婦の立場で、「謂嬰曰、「自我爲 夫の身で、人に驕り高ぶることがあれば、その国や「家」そのものの存続が危うくなると戒められている。この諸侯の「國(邦)」に対応 また、夫のいない「家」もあり、それは寡婦棄妻の場合であり、彼女が「贅壻」を迎えることで維持できる場合もあった。『史記』卷六 る。人の子と為りては慎まざるべからず、と歌っているというのである。これが後に現実となり、魯公家は「爲家人、魯絕祀。」となる。 父母と為りては、家業を長久に致しめようとするのが当たり前。しかし、子孫が、驕奢にしてこれを忘れれば、その家を滅ぼすことにな と言い陳家の婦となり家の切り盛りをしてきた経験から、先代に高い身分に就いた者はなく、今急に「大名」を称するのは不祥と、 汝家婦、未嘗聞汝先古之有貴者。今暴得大名、不祥。不如有所屬、事成猶得封侯、事敗易以亡、非世所指名也(『史記』卷七項羽本紀第七)」 ある。それがもし「夫諸侯而驕人則失其國、大夫而驕人則失其家(『史記』卷四十四魏世家)」とあるように、諸侯王の身で、あるいは大 に就いて「贅壻」となるとしている。この「家」の場合、婦が「家」の中心となる。 秦始皇本紀「三十三年、發諸嘗逋亡人贅壻」とは、集解が臣瓚の言を引き、「贅、謂居窮有子、使就其婦家爲贅壻」と説明し、その婦の「家 に忠告する。それは、民衆に推戴される息子陳嬰に、伝来の家業に鑑み、自重するように諭すというところである。また、魯周公世家に たときの『家貧則思良妻、國亂則思良相(同上)』の言に伺える。「家」が貧であれば良妻を思うとは、「家」の切り盛りとして婦人の尽力が して大夫の「家」が取り沙汰される。国も家も、適切な方針と的確な経営を心得えねばならない。それが魏文公が良相冊立を里克に尋ね に個性的なありかたを示す。始皇は「今天下已定、法令出一、百姓當家則力農工、士則學習法令辟禁(『史記』卷六秦始皇本紀)」と制し、「百 「家人」となり祭祀の主催権を失うから「祀」が絶え、「家祠」も滅ぶのであり、それで魯の祭りごとが絶えてしまったということである。 『詩』毋逸篇を引いて「爲人父母、爲業至長久、子孫驕奢忘之、以亡其家、爲人子可不愼乎(『史記』卷三十三魯周公世家)」という。人の 「二年律令」戸律のように、「戸」の規定が明文化されると、明文化のない「家」についてもどう扱ったら良いか。「戸」に比べ、「家」は個々 はもし出仕せずに「當家」するなら、当然農工に励むべしとのこと。出仕を望むのであれば法令禁辟を学習するべし、と言うことで

うけ火継ぎとする。侯伯大夫がその位を失うと「家人」となる。家人には宗家の祭祀を取り仕切ることはできない。だから「絶祀」とい うのであろう。仕官して吏となることを前提とすれば、 「家」は、その中心に「家祠」とその祭りを主催する父がいて、外から「婦」を娶り「家」の切り盛りを任せ、また夫婦の間に子をも 如淳の、「家業世世相傳爲疇。律、年二十三傅之疇官、各從其父學」とあるところ

ŋ に落ち着くのであろう。こうして出仕すれば、 爵の官職対応、爵身分の尊重もそれなりに意味があったことになる。 | 父の後を継ぐにしても「家」を起こすことになる。「居吏」「在官府」はその意味で重要とな

じように、出仕先の泗水亭長の亭と彼の「宿家」すべき「家」との間を規定に従って往来したということであろう。 にいなかったから、「告歸之田」と記載も頷ける。 田疇耨」、呂后が二人の子と農作業中老父が呂后と二子の人相を観たという話で、 劉邦の沛縣の下吏であったころ、「高祖嘗告歸之田」の記事があり、相者の予祝のような話へと続く。『史記』 記事には季節について書かれないが、農繁期で家中が協力して農事に従事していたのに高祖は旁舎にいた。「在家室民里中」 劉邦が「告歸之田」と言うのは、 劉邦はその直後に「旁舍」から出てくる 東海郡卒史師饒の「宿舍」と「宿家」の二重生活と同 の記載では、「呂后與両子居 「高祖適從旁

ることを示す。 「父子倶生有爲」であるはず。 沛に反乱軍が迫ったとき、劉邦は「今父老雖爲沛令守、 高帝紀は「室家」に作る。高祖本紀の「家室」 父子倶屠、 つまりは「家室(室家)」とは沛の「父子倶生」「完父兄子弟」である。 無爲也(『史記』巻八高祖本紀』)」と選択を迫る。沛の父老たちに「室家完」 劉邦は「吾非敢自愛、 の倒置で、この異同について注に説明はない。 恐能薄、 諸侯並起、 不能完父兄子弟」と謙遜しながら、 今屠沛。沛今共誅令、 か「父子倶屠無爲」かの二者択一である。『漢 擇子弟可立者立之、以應諸侯、 問題点が沛全体の「完父兄子弟」であ ともかくも「家室(室家)完」であれば 卽 不

る 劉邦は確実に「家」を形成しており、 自主的に退去逃亡していて、孝惠魯元の二子を救出しただけであった。その他の者たちとは合流できなかった。かつて「亡頼」であった、 父子を軸にした妻子父母臣妾の人間関係に妻滕田宅衣器畜産の家財と一括りされる。そして、それが地域社会の他家の父兄子弟と相伍す 不相得。 この「家室(室家)」は、 敗後乃獨得孝惠」とあり、 漢王二年の夏四月、 逃走中に沛付近を通過したとき、沛に残した自分の「室家」を捜索させた。 沛の父兄子弟とともに暮らす「室家(家室)」を伴っていた。「家」は「家室(室家)」として把握され 彭城の攻防に破れて敗走中、 高祖本紀は「漢王之敗彭城而西、 行使人求家室、 しかし、「室家」はすでに 家室亦亡、

不文律で結びついた人間関係なのであろうか。 「家」とは、「戶」が賦税の付加や恩典の賜与の単位として機能する政治経済的性格であることから離れた、 劉邦が挙げた「室家完」の状態と「父子倶屠無爲」あるいは「不能完父兄子弟」とは、 劉邦が沛の父老たちに迫った決断は、 事が成らなかったとき「秦種族其家」となることで 勝ち抜いて生き残るか、「家」ごとが族刑 生来的紐帯感と地域協業の

羽の「吾家」は我が一党の意に近い 項羽の言に「乃日、 すこと種族に及ぶ」を是とする。「其家」とは、反乱の首謀者に組した沛の父兄子弟の「家」であり、「族滅」の処罰を受けることを恐れた。 恐事不就、後秦種族其家、盡讓高祖。((『史記』高祖本紀、『漢書』高帝紀)」 反乱が失敗したときのことを憂慮して当時の有力吏蕭何曹参 族」に及ぶこと、族滅するの意とする。「種」には殺や滅の意はない。『史記』の三家注も、王先謙『漢書補注』も触れていない。師古の「誅 は遠慮して劉邦に譲ったと書かれる。この「秦種族其家」の一節、 反乱参加者の「家室 懷王者、吾家所立耳、 (室家)」やそれに関係する人を誅殺されるか、である。だから、「蕭、 非有功伐、 何以得專主約。本定天下、諸將與籍也(『漢書』 高帝紀)」とあるが、ある意味、 師古は、「誅及種族也」として、「種族」の根拠を示さずに、「誅」 曹(等(高帝紀に無し))皆文吏、

告訴不受理、告訴自体を却下してしまう。また、「告者辠」を適用して息子臣妾を立件し処罰する。他人が子の告訴を踏襲して訴えても「不 の息子臣妾に対する擅殺刑髡など、国法に基づかない刑罰処罰について、子や臣妾が告訴した場合、これ告訴を「非公室告」として扱う。 この条では「父がその子や臣妾を擅殺し髡刑に処すこと」が非公室告とされる。非公室告を行った者に、具体的には父親の行なった自家 罪は、事件現場の「室」を特定することすら必要としない。「子告父母臣妾告主非公室告勿聽●可謂非公室告●主擅殺刑髡其子臣妾是謂非 當聽」門前払いにするのである。「公室」とは秦王室であり、「家室」の対語にあたるかも知れない。 公室告勿聽而行告,,者 (;)) 皋;,,已行它人有474 襲其告告之亦不當聽475」。「子告父母」「臣妾告主」という告訴が「非公室告」と呼ばれる。 漢法令の治外法の扱いであると想定される。例えば、家人の告訴を禁じられている父親の犯罪、父親が黙認した子奴婢の父主に対する犯 では、「家辠」あるいは「家罪」について、この犯罪は、本来「非公室告」の「家罪」と呼ばれる父の教令権の下の「家」で起こった秦

呼称であるが、有爵者を被告とする未獄案件で、被告容疑者が立件以前に死亡したり、すでに死んでいて葬儀も終わっているような場合 罰を犯罪として告訴したということである。さらに、「葆子以上未獄而死若已葬而誧告之亦不當聽治勿收皆如家辠477」。「葆子」は有爵者の うことであろう。この条後半には、父が人及び奴妾を殺傷したことを父の死後になって、不特定者が父の生前の家庭内で行なった体罰刑 ず」とは、何を「家辠」というのか。父が死去して存命中の家罪を被告を拘引して告訴しても、「不聽」で立件しない。告訴を立件しない のは、父の存命中の「家辠」は、父の独自の裁量で完了しているからとも考えられる。「家辠」は家の主=父の家人に対する体罰刑罰とい また、「「家人之論父時家辠殹父死而捕告之勿聽可謂家」。鼻」者父殺傷人及奴妾父死而告之勿治476」。「家人の父の存命中の家辠について論

「誧告」しても、「家辠」と同様の対処をして「不當聽治」とし、妻子臣妾衣器畜産に対する「收」差し押さえも行わないのである。 それは、「もう一つの家辠」、父子同居者の父存命中の犯罪行為についても言える。

内の犯罪的行為は父の裁量にゆだねられていたと言うことか。「家辠」の「家」は「非公室告」の「非公室」ことであろうかと推測できる。 であるから。「家皋」は父の生前の犯罪だけではなく、父子同居の状態で父存命中の表沙汰にならなかった父の家で行われた犯罪も「家皋」 に包摂するということ。「家辠」あるいは「非公室告」は、父存命中の家外では犯罪として立件されるべき家内で起こった犯罪でも、 産を殺傷毀損して、被害を残した場合、父の死後に第三者が告訴したとしても、告訴は棄却とする。なぜなら、このように行為は 「可謂家辠●父子同居殺傷父臣妾畜產及盜之父已死或告勿聽是胃家辠_478」冒頭「家辠」とは何かで始まる。父子同居者が父の臣妾畜

終わりに

なかった史料を簡単に紹介したい。 こうして、出土資料と伝承文献の 「家」を整理してくると、今日使用する「家」とは違った意義に偏していると感じる。まだ言及でき

内に大夫の家は散開する 巻四十四魏世家「夫諸侯而驕人則失其國、大夫而驕人則失其家」、驕人であれば、諸侯は国を、大夫は家を失う。家は国より小さく国 司馬遷『史記』巻四十三趙世家には、「家聽於親而國聽於君」は「子不反親、臣不逆君」、親は父のこと、家は子の意味を含んでいる。

巻四十九「(褚先生日)蛇化爲龍、不變其文、家化爲國、 不變其姓」。蛇が龍と為るように、家も化して国になる。家と国は本質的に同

巻五十二齊悼惠王世家「齊王母家駟鈞」「代王母家薄氏」、王の母家、王太后の実家外戚のこと。

じものがある。

巻五十九伍宗世家「而母五人、同母者爲宗親」。宗は母家の力を借りて封建され新たな「宗親」 始祖となる。

而家皇子爲列侯、 巻六十三三王世家制曰「其議以列侯家之」。家は、列侯家、列侯家の子男を独立した列侯家とすることが尊卑の序を乱すと問題になる。 則尊卑相踰」、家の皇子を列侯と為す。同索隱「謂諸侯王子已爲列侯、而今又家皇子爲列侯」。

「家」に対する観念が現代の感覚とだいぶ違う。「家」は、 春秋戦国から秦漢帝国への流れの中で王家宗家公家とほぼ対等な規模から、

皋」「非公室告」の呼び名に残存するのではないか。 邑から郡県に展開して、行政上、戸に編成され統括されるようになるが、「家」の本質は、宗に対する「家」、父を中心に祖から継承を前 複合的な組み合わせがあり、宗家の興亡にともなって変化していったものであろう。やがて国家の発展にともなって独自性を失って、 家婦の協力によって子孫に繋ぐ意義があり、 この意味で諸侯国、 しかし、『太平御覽』では「家」に関する記事は五件を掲載するのみとなっているので 大夫家と、秦漢の「家」とは同類であり、 その法的な類似性が 玉

註

ある。

- (1)鈴木直美『中国古代家族史研究―秦律漢律に見る家族形態と家族観―』刀水書房、2012年
- 『中国古代の「家」と国家』、岩波書店、1979年。「第一章古代姓氏制の展開と「家」の成立」、第一節)。
- (3) 『史記』巻八高祖本紀、『漢書』巻一高帝紀「十二月、 [守冢] 二十家、 一、 魏、 |齊各十家、趙及]魏公子亡忌[各]五家。[令視其冢、復亡與它事]。』| [] 部分が史漢の記述の異同。以下同じ。 詔曰、『秦皇帝、 楚隱王、[陳渉]、魏安釐王、齊愍王、 趙悼襄王皆絕亡後。予守冢各十戶、[其與秦]
- (4)中華書局版考勘記「錢大昭曰「江水」下脱「漢水」二字。按景祐、殿本都有、通鑑亦有」とある
- (5) 吏の移動については、 の移動と 宿 『始皇三十四年年賦』、『元延二年日記』を手がかりとして―」中央大学人文科学研究所『人文研紀要』第六十八号、2010年、に整理した。 大庭脩「漢代官吏の勤務と移動』『秦漢法制史の研究』 所収、 第四編第五章、567~592頁、 創文社、 1992年、に詳しい。また、 拙稿
- (6) 五区分について、 漢墓簡牘』 所載 「元延二年日記」による検討―」「國學院大學紀要』巻四十八、2010年、 『尹灣漢墓簡牘』所收「尹灣六號漢墓出土竹簡」二、77~89簡、145頁。拙稿「『元延二年日記』と吏の移動 参照。 ―吏の移動をめぐって『尹灣
- 7 『睡虎地秦墓竹簡』所收「爲吏之道」701。なお、 文物出版社、新華書店北京発行所、1981年。 睡虎地秦墓竹簡整理小組、 文物出版社、 新華書店、 『睡虎地秦墓竹簡』整理小組、文物出版社、 『雲夢睡虎地秦墓竹簡』雲夢睡虎地秦墓竹簡整理小組編、文物出版社、新華書店、 1990年が刊行されている。 新華書店、 1977年。 『雲夢睡虎地秦墓』、 1978年。 『雲夢睡虎地秦墓』 『睡虎地秦墓 編
- 8 収監規定については、 白東史学会、 刀水書房、 拙稿「秦漢交代期の亡人の発生とその追捕―秦律・奏讞書から見た社会変動「アジア史における制度と社会―アジア史研究第二十号―」 1996年。 拙稿「夫の犯罪と妻子の没入―出土資料による検討―」 國學院大學紀要第四十六号、 2009年に整理した。

- 9 『漢書』巻四文帝紀元年の条、「十二月、立趙幽王子遂爲趙王、徙琅邪王澤爲燕王。呂氏所奪齊楚地皆歸之。盡除收帑相坐律令」。 され、「室家」を「家室」に作る。 人有罪、 幷 坐 其室家 [→家室]。今除此律。」師古曰、 「帑讀與奴同、假借字也」。『史記』孝文本紀当該箇所の應劭注では異同があり、 應劭曰、 「坐」字が追加 子也。
- 10 拙稿「夫の犯罪と妻子の沒入―出土資料による検討―』「國學院大學紀要」第四十六巻、2009年。「爲戶」をめぐる田宅の継承は、子の戸が父の宅(住居)の所 在地に更新される意味もある
- 11 前掲拙稿「夫の犯罪と妻子の沒入―出土資料による検討―」に詳述
- 12 『漢書』巻一高帝紀九年冬十月、高祖無頼、顔師古は應劭の説を是とする。
- 13 『漢書』 肂在堂、縣官給一棺、 備其葬具耳。 臣瓚曰、「初以槥致其尸於家、縣官更給棺衣更斂之也。金布令曰『不幸死、死所爲檀、 巻一、高帝八年の条、「十一月令士卒從軍死者爲槥、 不勞改讀音爲貫也。金布「者、令篇(者)[名]、若今言倉庫令也。」とある。また、『二年律令』賜律の、「尉死官者、 三肂在當 [堂]、 給二棺。 288簡」に対応する。 歸其縣、縣給衣衾棺葬具。」の「縣給衣衾棺葬具」について、如淳曰、「棺音貫、 傳歸所居縣、 賜以衣棺』 也。」師古曰、「初爲槥櫝、 居縣賜棺。 至縣更給衣及棺 謂棺斂之服也。」 284簡 | 「一室二
- (4)「馬王堆漢墓帛書 『古地図』」馬王堆漢墓帛書整理小組編、文物出版社、1977年
- 15 池田雄一 「尹湾漢簡─里と地方行政─」『中国古代の聚落と地方行政』地方行政編第八章三、643~651頁、

汲古書店、

2002年。

参照。

- 16 胡平生、張德芳『敦煌懸泉漢簡釋粹』上海古籍出版社、2001年、所收
- (17) 賜民爵は戸ごとに賜与され、 位として賜与される。 師古は「家長」が受領すると解す。惠帝紀、「九月、長安城成。賜民爵、 戸一級(師古曰、「家長受也。」)爵は戸ごとに、戸を単
- (18)「戶律」174~177簡、「罪人完城旦春鬼薪以上及坐姦府者皆收其妻子財田宅其子有妻夫若爲戶有爵及年十七以上若爲人妻而棄寡者174皆勿收坐姦略妻及傷其妻 免責規定なので、「以下」の誤りではないか。前稿とは、この部分の解釈が変わった。 以收毋收其妻175夫有罪妻告之除于收及論」妻有罪夫告之亦除其夫罪●毋夫及爲人偏妻爲戶若別居不同數者有罪完春白176粲以上收之毋收其子内孫毋爲夫收 177』、詳しくは拙稿『夫の犯罪と妻の沒入―出土資料による検討―(國學院大學紀要第四十六卷、2009年)』。 参照。 また、冒頭の「罪人完城旦春鬼薪以上」は
- (9)「二年律令」置後律「不幸死者令其後先312擇田乃行「其餘它子男欲爲戶以爲其□田予之」「其已前爲戶而毋田;[宅;]不盈得以盈宅不比不得313」。

- (20)「二年律令」戶律「□□卒歲不得以庶人律「未受田宅者鄕部以其爲戶先後次;;編之久爲右久等以爵先後有籍縣官田宅上其廷」令輒以次行之318田宅當入縣官而
- (21)「二年律令」戶律「諸後欲分父母子同產主母叚母及主母叚母欲分蘗子叚子田以爲戶者皆許之340」。
- (22)「二年律令」戶律「諸不爲戶有田宅附令人名及爲人名田宅者皆令以卒戍邊二歲沒入田宅縣官爲人名田宅能先告除其323罪有畀之所名田宅它如律令324」。
- (23)「二年律令」戶律「諸民皆自占年小未能自占而毋父母同產爲占者吏以□比定其年自占;;子同產年不以實三歲以上皆325耐產子者恆以戶時占其□326□罰金四兩
- (24)「二年律令」戶律「恆以八月令鄕部嗇夫吏令史相雜案戶籍副臧其廷有移徙者輒移徙及年籍爵細徙所幷封留弗移;|不幷封328及實不徙數盈十日皆罰金四兩數在所 正典弗告與同罪鄉部嗇夫吏主及案戶者弗得罰金329各一兩330」。
- (25)「二年律令」戶律「謹副上縣廷皆以篋若匣匱盛緘閉以令若丞331官嗇夫印332」。
- (26)「二年律令」戶律「民大父;;母;;子孫同;;產;;子欲相分予奴婢馬牛羊它財物者皆許之334」。
- (27)「二年律令」戶律「孫爲戶與大父母居養之不337善令孫且外居令大父母居其室食其田使其奴婢勿貿賣338」。
- (28)「二年律令」戶律「孫死其母而代爲戶令毋敢遂夫父母及入贅338及道外取其子財339」。
- (2)「爲人妻者不得爲戶」民欲別爲戶者皆以八月戶時」非戶時勿許345」。
- (30)「二年律令」戶律「死毋子男代戶令父若母毋父母令寡毋寡令女毋女令孫毋孫令耳孫毋耳孫令大父母毋大父母令同;[產],379子代;[戶];必同居數棄妻子不得與後妻 子爭後380」。
- (31)「二年律令」戶律「死毋後而有奴婢者免奴婢以爲庶人以□人律□之□主田宅及餘財」奴婢多代戶者毋過一人先用勞久有382□子若主所言吏者383」。
- (32)「二年律令」戶律「女子爲父母後而出嫁者令夫以妻田宅盈其田宅;;不比弗得其棄妻及夫死妻得復取以爲戶棄妻畀之其財384」。
- (3) 『漢書』巻一高帝紀、師古曰、「若者、豫及之辭、言以萬人或以一郡降者、皆封萬戶」。
- 34 『漢書』巻一高帝紀、 当該の師古曰は、「與沛令相善、因辟仇亡匿、初就爲客、後遂家沛也。 仇 讎也、
- (35)拙稿「市に集まる人々―張家山漢簡『奏讞書』案例二十二をめぐって―」中央大学人文科学研究所編、 学出版部、2000年。拙稿「秦漢交代期の亡人の発生とその追捕―秦律・奏讞書から見た社会変動―」『アジアにおける制度と社会』「アジア史研究」第二〇号。 「研究叢書」二三『アジアにおける方と国家』中央大

白東史学会、刀水書房、1996年。

- <u>36</u> 『史記』卷四十四魏世家、「十七年、子方曰、亦貧賤者驕人耳。夫諸侯而驕人則失其國、大夫而驕人則失其家。貧賤者、行不合、言不用、則去之楚越、若脫 **躧然、柰何其同之哉。」子擊不懌而去」。**
- (37)『史記』卷四十四魏世家「魏文侯謂李克曰、「先生嘗教寡人曰『家貧則思良妻、國亂則思良相』。今所置非成則璜、二子何如。」吏の宰と妻とは、妻が、『說文』 皋也[作亥切]。」とが相関性をもっている可能性を感じる。 女部婦、「夫與婦齊者也从女从屮从又持事妻職也[臣鉉等曰屮者進也齊之義也故从屮七稽切]」とあるので、妻と良相「宰、罪人在屋下。執事者、从宀从辛
- (38)『史記』卷三十三魯周公世家「周公歸、恐成王壯、治有所淫佚、乃作多士、作毋逸。毋逸稱」。
- <u>39</u> 『史記』卷三十三魯周公世家、また『史記』卷十五六國年表「楚滅魯、頃公遷卞、爲家人、魯絕祀」。
- (4) 『漢書』巻二十一上律曆志上、「三代旣沒、五伯之末史官喪紀、疇人子弟分散」条、「疇」の注に「如淳曰、家業世世相傳爲疇」とある。